

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QFN1KH00230		6RN71A50024 0001					
品名 または 件名							
姫路（8）省庁別宿舎（白国）樹木伐採及び撤去・処分 ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
各地			0 7 9 - 2 2 2 - 4 0 0 1 内線379				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
業務隊厚生科厚生班 担当 米村・福本			令和8年11月20日（金）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

第352会計隊姫路派遣隊 事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年9月17日（木）10時30分 陸上自衛隊姫路駐屯地 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

細部は、品目等内訳書及び別紙のとおり

適用する契約条項は、駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6QFN1KH00230											
NO	調達要求番号		物品番号		単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
											使用期限等	引 渡 場 所	
			品 名									搬 入 場 所	検 査
			部品番号 または 規格									納 期	包 装
1	6RN71A50024		0001				ST		1.00			白国宿舎	
	姫路（８）省庁別宿舎（白国）樹木伐採及び撤去・処分											079-222-4001 内線379	
	仕様書のとおり											業務隊厚生科厚生班 担当 米村・福本	
												令和8年11月20日	
2	6RN71A50025		0001				ST		1.00			桑の木宿舎	
	姫路（８）省庁別宿舎（桑の木）樹木伐採及び撤去・処分											079-222-4001 内線379	
	仕様書のとおり											業務隊厚生科厚生班 担当 米村・福本	
												令和8年11月20日	
				- 以 下 余 白 -									

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：姫路（８）省庁別宿舎（白国）樹木伐採及び撤去・処分ほか１件
- (2) 履行場所：仕様書のとおり
- (3) 履行期間：令和８年 11 月 20 日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D 等級以上の資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づくの指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第 352 会計隊姫路派遣隊 契約班窓口において配布する。
令和 8 年 9 月 3 日（木）～令和 8 年 9 月 16 日（水）（土曜日曜祝日を除く 0900～1600）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない
- (2) 入 札 :
ア 場 所 : 陸上自衛隊姫路駐屯地 会計隊入札室
イ 日 時 : 令和 8 年 9 月 17 日（木）10 時 30 分から

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免 除
- (2) 契約保証金 : 免 除
- (3) 違 約 金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結の手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%（**軽減税率対象品目については 8%**）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の 110 分の 100（軽減税率対象品目については 108 分の 100）に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

- (1) 第 2 項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

8 契約書の作成

落札金額が 100 万円以上の場合に請書、250 万円以上の場合に契約書を作成する。

9 落札の決定方式

品目別総額決定

価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

10 その他

- (1) 郵便等による入札については、**令和 8 年 9 月 16 日（水）17 時必着分**までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第 352 会計隊姫路派遣隊契約班まで行くとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**令和 8 年 9 月 15 日（火）13 時までに資格決定通知書の写しを提出してください。**
（FAX・メール可）
- (4) 代表者以外の押印での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) **市価調査書は、令和 8 年 9 月 15 日（火）13 時までの提出**にご協力ください。
- (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊姫路駐屯地 第 352 会計隊姫路派遣隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町 1-70
陸上自衛隊姫路駐屯地 第 352 会計隊姫路派遣隊 契約班 担当：北島
TEL：079-222-4001 内線(347) FAX：079-222-4006（直通）
メール：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊姫路駐屯地 姫路駐屯地業務隊 担当：福本・米村
TEL：079-222-4001 内線(379)

本公告は、陸上自衛隊姫路駐屯地 会計隊掲示板に掲示しています。

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。

姫路（８）省庁別宿舎（白国）樹木伐採及び撤去・処分

役務件名		姫路（８）省庁別宿舎（白国）樹木伐採及び撤去・処分					
図 名		表 紙				縮 尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	厚生科長	厚生班長	起案者
姫路駐屯地業務隊厚生科					作成年月日	R8.8.17	

仕 様 書

1 件 名

姫路（８）省庁別宿舍樹木伐採及び撤去・処分

2 役務場所

兵庫県姫路市白国5丁目6番19

3 役務期間

契約締結日～令和8年11月20日（金）

4 役務概要

本役務は、省庁別宿舍（敷地内）外柵保護の為、周辺の樹木伐採、撤去・処分作業を実施するものとする。

5 一般事項

(1) 総 則

ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。

イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事基準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書関係法令及びメーカー仕様書並びに監督官の指示によるものとする。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 施工工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施すること。

(4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議しその指示により行うものとする。
この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負業者の責任において実施するものとする。

(5) 疑 義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官と協議し指示を受けた後再開する。

件 名	姫路（８）省庁別宿舍（白国）樹木伐採及び撤去・処分	
種 別	仕様書①	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		1/4

- (6) 使用機材等
 - ア 必要資材等については、全て請負業者が準備するものとする。
- (7) 中間検査
 - ア 監督官に立会の上、必要に応じて中間検査を受けるものとする。
- (8) 作業時間
 - ア 役務実施時間は、特記事項による。特記事項に記載がない場合は、原則 平日 0815～1700 とする。土・日・祝日の作業は原則認めない。ただし、必要な場合は監督官と事前協議を行い指示を受ける。なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承認を受けること。
- (9) 後片付け
 - 役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。
- (11) 現場の管理
 - ア 役務場所への作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災・盗難及びその他事故防止については、請負業者の責任で管理すること。
 - イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。
 - ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すること。
 - エ 万一損傷をあたえた場合は、請負業者の負担において修復するものとする。
- (12) 安全管理
 - ア 請負業者は、安全管理に万全を期すること。
 - イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、歩行者・車両等の安全を最優先し表示又は安全係を置く等安全確保に務めること。
 - ウ 現場代理人は、常駐とする。
- (13) 発生材の処置
 - 引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材調書を作成して監督官に提出し、駐屯地構内の監督官が示す場所に運搬集積する。

- (15) 提出書類

ア 工程表	1 部	（契約締結後 速やかに提出）
イ 内訳明細書	1 部	（契約締結後 速やかに提出）
ウ 現場代理人等通知書・経歴書	1 部	（契約締結後 速やかに提出）
エ 下請負者設定通知書	1 部	（契約締結後 速やかに提出）
オ 打合せ簿	1 部	（その都度提出）
カ 材料搬入報告書	1 部	（その都度提出）

件 名	姫路（8）省庁別宿舎（白国）樹木伐採及び撤去・処分	
種 別	仕様書②	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		2/4

キ	着手届	1 部	(作業着手時)
ク	完了通知書	1 部	(完了後 速やかに提出)
ケ	発生材調書	1 部	(完了後 速やかに提出)
コ	作業結果報告書	1 部	(完了後 速やかに提出)
サ	その他指示された書類	1 部	(その都度提出)

(16) 役務写真

請負業者は、監督官の指示に従い、作業状況の前・中・後の主要な役務段階の状況、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1 部を工程順に役務写真帳（A 4 版とし両面印刷不可）に整理し監督官に提出する。

(17) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、仕様書に基づき検査官が実施する完成検査を速やかに受けるものとする。

なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

5 特記事項

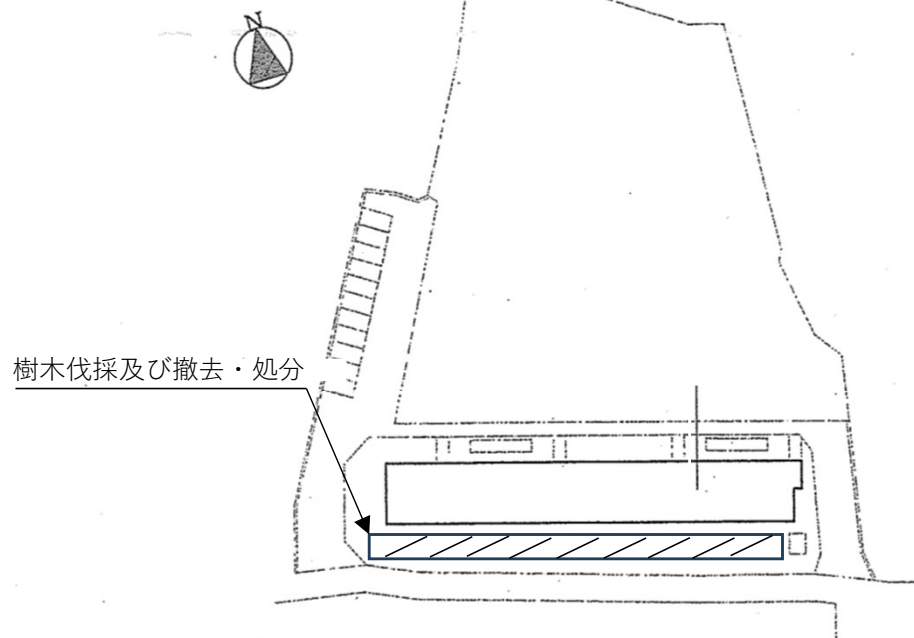
- (1) 応札参加予定業者は官側担当者に連絡・調整後、必ず現地確認を行うこと。
- (2) 作業の際は、既存施設に損傷等をあたえないよう十分注意して行うこと。
また万一損傷を与えた場合は、責任をもって復旧すること。
- (3) 高所作業車を操作する者は、必ず資格免許保有者が行うこと。
- (4) 安全管理は必ず順守し、不測の事態は請負業者が対応すること。
- (5) 作業実施日時は監督官と調整し、その指示に従うこと。

件 名	姫路（8）省庁別宿舎（白国）樹木伐採及び撤去・処分	
種 別	仕様書③	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		3/4

案内図 S=1/120,000



白国 配置図 S=1/1,200



直径約20cm程度の幹が約20本の
樹木及び官側が示す箇所の伐採・撤去・処分

※仕様書項目5（1）参照

件名	姫路(8)省庁別宿舍樹木伐採及び撤去・処分	
種別	仕様書①	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		4/4

姫路（８）省庁別宿舎（桑の木）樹木伐採及び撤去・処分

役務件名		姫路（８）省庁別宿舎（桑の木）樹木伐採及び撤去・処分					
図 名		表 紙				縮 尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	厚生科長	厚生班長	起案者
姫路駐屯地業務隊厚生科					作成年月日	R8.8.17	

仕 様 書

1 件 名

姫路（８）省庁別宿舍樹木伐採及び撤去・処分

2 役務場所

兵庫県姫路市峰南町１－２１

3 役務期間

契約締結日～令和８年１１月２０日（金）

4 役務概要

本役務は、省庁別宿舍（敷地内）外柵保護の為、周辺の樹木伐採、撤去・処分作業を実施するものとする。

5 一般事項

(1) 総 則

ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。

イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事基準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書関係法令及びメーカー仕様書並びに監督官の指示によるものとする。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 施工工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施すること。

(4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議しその指示により行うものとする。
この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負業者の責任において実施するものとする。

(5) 疑 義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官と協議し指示を受けた後再開する。

件 名	姫路（８）省庁別宿舍（桑の木）樹木伐採及び撤去・処分	
種 別	仕様書①	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		1/4

- (6) 使用機材等
 - ア 必要資材等については、全て請負業者が準備するものとする。
- (7) 中間検査
 - ア 監督官に立会の上、必要に応じて中間検査を受けるものとする。
- (8) 作業時間
 - ア 役務実施時間は、特記事項による。特記事項に記載がない場合は、原則 平日 0815～1700 とする。土・日・祝日の作業は原則認めない。ただし、必要な場合は監督官と事前協議を行い指示を受ける。なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承認を受けること。
- (9) 後片付け
 - 役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。
- (11) 現場の管理
 - ア 役務場所への作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災・盗難及びその他事故防止については、請負業者の責任で管理すること。
 - イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。
 - ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すること。
 - エ 万一損傷をあたえた場合は、請負業者の負担において修復するものとする。
- (12) 安全管理
 - ア 請負業者は、安全管理に万全を期すること。
 - イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、歩行者・車両等の安全を最優先し表示又は安全係を置く等安全確保に務めること。
 - ウ 現場代理人は、常駐とする。
- (13) 発生材の処置
 - 引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材調書を作成して監督官に提出し、駐屯地構内の監督官が示す場所に運搬集積する。

- (15) 提出書類

ア 工程表	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
イ 内訳明細書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
ウ 現場代理人等通知書・経歴書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
エ 下請負者設定通知書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
オ 打合せ簿	1 部	(その都度提出)
カ 材料搬入報告書	1 部	(その都度提出)

件 名	姫路（8）省庁別宿舍（桑の木）樹木伐採及び撤去・処分	
種 別	仕様書②	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		2/4

キ	着手届	1 部	(作業着手時)
ク	完了通知書	1 部	(完了後 速やかに提出)
ケ	発生材調書	1 部	(完了後 速やかに提出)
コ	作業結果報告書	1 部	(完了後 速やかに提出)
サ	その他指示された書類	1 部	(その都度提出)

(16) 役務写真

請負業者は、監督官の指示に従い、作業状況の前・中・後の主要な役務段階の状況、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に役務写真帳（A4版とし両面印刷不可）に整理し監督官に提出する。

(17) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、仕様書に基づき検査官が実施する完成検査を速やかに受けるものとする。

なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

5 特記事項

- (1) 応札参加予定業者は官側担当者に連絡・調整後、必ず現地確認を行うこと。
- (2) 作業の際は、既存施設に損傷等をあたえないよう十分注意して行うこと。
また万一損傷を与えた場合は、責任をもって復旧すること。
- (3) 高所作業車を操作する者は、必ず資格免許保有者が行うこと。
- (4) 安全管理は必ず順守し、不測の事態は請負業者が対応すること。
- (5) 作業実施日時は監督官と調整し、その指示に従うこと。

件 名	姫路（8）省庁別宿舍（桑の木）樹木伐採及び撤去・処分	
種 別	仕様書③	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		3/4

案内図 $S=1/120,000$



桑の木 配置図 S=1/1, 200



樹木伐採及び撤去・処分



直径約5 cm～20 cm程度の幹が約60本の
樹木及び官側が示す箇所での伐採・撤去・処分

※ 仕様書 項目 5 (1) 参照

件名	姫路(8)省庁別宿舍樹木伐採及び撤去・処分	
種別	仕様書①	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		4/4

入 札 書

分任契約担当官陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

※品目別決定（消費税を含まない。）

- 1 件 名：姫路（8）省庁別宿舍（白国）樹木伐採及び撤去・処分ほか1件
2 履 行 場 所：仕様書のとおり
3 履 行 期 間：令和8年11月20日

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

令和8年9月17日

住所・名称・代表者名

内 訳

※単価・金額には消費税を含まない。

件 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
姫路（8）省庁別宿舍 （白国）樹木伐採及び撤去・処分	仕様書のとおり	ST	1			
姫路（8）省庁別宿舍 （桑の木）樹木伐採及び撤去・処分	仕様書のとおり	ST	1			

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

市価調査書

分任契約担当官陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

9月15日(火)13時までに
提出をお願い致します。
(FAX又はメールで構いません。)

¥品目別決定 (消費税を含まない。)

- 1 件 名 : 姫路(8)省庁別宿舍(白国)樹木伐採及び撤去・処分ほか1件
2 履行場所 : 仕様書のとおり
3 履行期間 : 令和8年11月20日

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

令和8年9月 日

住所・名称・代表者名

内 訳

※単価・金額には消費税を含まない。

件 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
姫路(8)省庁別宿舍 (白国)樹木伐採及び撤去・処分	仕様書のとおり	ST	1			
姫路(8)省庁別宿舍 (桑の木)樹木伐採及び撤去・処分	仕様書のとおり	ST	1			

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。